

# 全国自動車教育研究会会則

第1条 本会は、全国自動車教育研究会と称し、事務局は会長在任校内に置く。

第2条 本会は、自動車科・機械科などを有する高等学校ならびに高等専門学校における自動車教育について研究し、共通の懸案事項を解決し、併せて会員相互の連絡と親睦をはかることをもって目的とする。

第3条 本会は、前条の目的達成のための次の事業を行う。

1. 自動車教育に関する教育内容、施設、設備の研究と改善
2. 自動車教育に関する研究会、講演会、見学会などの開催
3. 会員および会員が所属する学校が行う研究に対する助成
4. 会報、研究資料その他の発行
5. その他本会の目的を達成するために必要な事業

第4条 本会の会員は、次の通りとする。

1. 正会員 本会の趣旨に賛同する高等学校ならびに高等専門学校、その他教育機関として理事会にて承認したる学校の校長および教職員
2. 賛助会員 本会の趣旨に賛同し、これを育成助長しようとするもので、理事会の推薦したもの

第5条 本会に次の役員をおく。その任期は2年とし、再任をさまたげない。補欠による役員の任期は前任者残任の期間とする。

1. 会長 1名
2. 副会長 若干名
3. 理事 若干名
4. 委員 若干名
5. 監事 2名

第6条 役員は正会員の中から次の方法で選出する。

1. 会長および副会長は理事会において推薦し、総会の承認を経て決定する。
2. 理事は総会において選出する。
3. 委員は特に必要と認めたととき、理事会の議を経て会長これを委嘱する。
4. 監事は総会において理事以外から選出する。

第7条 役員の任務は、次の通りとする。

1. 会長は本会を代表し会務を総括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
3. 理事会は会長のもとに理事会を構成し、事業計画、予算、決算などの重要事項の立案並びに事業の執行にあたる。
4. 委員は委員会を構成し専門的事項について調査研究などを行う。
5. 監事は事業および会計の監査を行い、総会に報告する。

第8条 本会に顧問・名誉顧問を置くことができる。

顧問は本会に特別な関係あるものの中から理事会で推薦したものについて会長がこれを委嘱する。顧問は各地区2名以内とする。その任期は5年とし再任を妨げない。

顧問は会長の諮問に応ずる。

第9条 本会の事業年度は4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

第10条 総会は年一回開催し、事業計画・予算の審議決定並びに事業・決算報告の承認を行う。但し会長が必要と認めたときは臨時総会を開催することができる。

第11条 理事会・委員会は会長が必要に応じ随時これを召集する。

第12条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

第13条 本会の経費は会費・寄付金その他収入をもってあてる。

第14条 本会の会費については次の通りとする。

1. 通常会費は正会員の所属する学校毎に年額5,000円を徴収する。
2. 賛助会費は1口1,000円とし、賛助会員は毎年1口以上納入するものとする。
3. 会長が必要と認めたときは、臨時会費または事業費などを徴収することができる。

第15条 本会則は総会の議決を経なければ改訂することができない。

第16条 会長は学校長の中より推薦し、他の役員をかねないものとする。

第17条 副会長は理事を、理事は委員を兼務することができる。

第18条 本会は必要に応じて理事会の議決を経て、支部をもうけることができる。

第19条 本会則は昭和33年7月5日より施行する。

- ・昭和52年9月20日から改正する。（第8条）
- ・昭和56年10月22日から改正する。（第2条、第14条1）
- ・昭和57年5月26日から改正する。（第14条1）
- ・昭和59年10月18日から改正する。（第14条1）
- ・平成5年10月28日から改正する。（第8条）

## 全国自動車教育研究会役員表彰規程

〔目的〕

第1条 全国自動車教育研究会（以下、本会）は、本会の一層の充実と発展に資するため、本会役員で特に功績、功勞のあった者を表彰し、その功に報いる。

〔対象〕

第2条 表彰の対象は、本会の役員とする。

〔表彰の基準〕

第3条 表彰は、次の各号の何れかに該当する者について、全国自動車教育研究会長（以下、会長）が認める個人について行う。

会長 1年以上役職を務めた者

副会長 1年以上役職を務めた者

監事 1年以上役職を務めた者

理事 概ね2期以上役職を務めた者

その他 本会への功績が特に顕著であり、表彰することが認められたもの

〔感謝状の授与〕

第4条 表彰は、感謝状を授与する。ただし、記念品を併せて授与することができる。

〔表彰の時期〕

第5条 表彰は、役員を退いた年度の次の本会総会で行う。

〔表彰候補者の推薦〕

第6条 表彰候補者の推薦は、次のとおりに行う。

第3条 号、 号、 号については、本会事務局が全国理事会において推薦する。

第3条 号、 号については、各地区会長が全国理事会において推薦する

〔表彰者の決定〕

第7条 会長は、推薦された表彰候補者の中から、全国理事会の議を経て、被表彰者を決定する。

〔庶務〕

第8条 表彰に関する事務は、本部事務局において処理する。

付 則 この規程は、昭和61年10月16日より施行する。

# 全国自動車教育研究会生徒表彰規程

## 〔目的〕

第1条 全国自動車教育研究会（以下、本会）は、全国における自動車教育の一層の充実・発展に資するため、自動車科、機械科などを有する高等学校ならびに高等専門学校の生徒を表彰し、広くこれを顕彰する。

## 〔対象〕

第2条 表彰の対象は、本会に属する会員校に在籍する生徒とする。

## 〔表彰の基準〕

第3条 表彰は、最終学年に在籍し、次の各号に該当する生徒について、全国自動車教育研究会会長（以下、会長）が認める個人について行う。

自動車に関する専門教科の成績が特に優れている者または自動車に関する科目やクラブ活動・部活動などにおいて著しい成果をあげた個人。

在学中人格の形成に真剣な努力を払い、会員校生徒の模範として推薦できる者。

## 〔表彰状の授与〕

第4条 表彰は、感謝状を授与する。ただし、記念品を併せて授与することができる。

## 〔表彰の時期〕

第5条 表彰は、原則として卒業式において行う。

## 〔表彰候補者の推薦〕

第6条 1 当該校の校長が別記様式1による生徒の表彰候補者推薦書により各地区会長に表彰候補者を推薦する。

2 各地区会長への表彰候補者の推薦は、毎年12月末日までとする。

3 各地区会長は、別記様式2により、本部事務局へ表彰候補者を推薦する。この場合推薦生徒数は、各地区の会員校数の10%程度の人数とする。

4 本部事務局への表彰候補者の推薦は、1月20日までとする。

## 〔表彰者の審査〕

第7条 表彰候補者については、各地区会長が被表彰者として適当であるか否なかを審査する。

## 〔被表彰者の決定〕

第8条 会長は、各地区会長から推薦された表彰候補者として決定する。

## 〔庶務〕

第9条 表彰に関する事務は、本部事務局において処理する。

付 則 この規程は、昭和62年度より施行する。